

千葉市議会議員 中央区選出

こおご 保雄 やすお



皆様に身近に感じていただける
議員を目指して。

第75代議長拝命から2年、 千葉市議会改革の 成果をご報告します。



自民党は先の3月5日に党員交友3,500人が参考し、都内港区のホテルで行われた第84回の自民党定期党大会において、来年度の運動方針の採択とさらなる党勢拡大、新たな国づくりに向けての結束を表明致しました。総裁任期も「連続2期6年」から「連続3期9年」とする党則改正を満場一致で了承され、安倍政権9年への礎が出来上がりました。東日本大震災をはじめとする震災からの復興への支援強化、デフレ脱却と経済の再生を力強く進めて行くためにも、現政権の勢いを止めることがなく安倍政権の安定と継続により確実に結果を出すことを願つてやみません。

千葉市議会においては、平成23年の小川智之議員の時から、全会派の申し合わせ事項として議長任期が2年となつてお

ります。私が平成27年5月13日の臨時議会において第75代議長に就任させていただいて以来まもなく2年の任期が参ります。議員定数が多すぎるとか報酬が高すぎるなどの声を聽くことがないよう、議会の活動を市民の皆さんにきちんと知つていただくため、議長が単に開かれた議会といふだけでは、議会改革を進めていくためには十分に検討しなければならないと考え、この2年間「市民に開かれた議会」「信頼される議会」を目指して議会改革を推進してまいりました。そこでこの2年間の議会改革で実現をした①予算決算特別委員会の5分科会審査による分散開催での隔日開催②議会基本条例の制定③会期の早期決定、について以下ご報告をさせていただきます。

本市議会の会期は、一般質問の開催日数が開会の直前まで決められないことから、会期の末日が定められず会期の早期決定ができない状況になっています。そこで平成29年1月に、政令市と千葉県の会期の決定と一般質問の取扱いを調査した後、協議を進めました。平成29年2月に、委員長から会期の早期決定を目的に一般質問の開催日数を決定するため、「一般質問は、議員個人の権利であり、質問時間は各議員平等とすべきことから、現在の個人の配分時間20分を基本にして、開催日数を4日間とする」とのたたき台案を示し、本年の第2回定期例会から一年間試行するとの提案を致しました。

たたき台案に概ね賛成とする意見と、持ち帰りとする意見がありましたが、最終的に持ち帰りとしていた会派は「議員の質問時間が削減されることを前提に賛成する」との意見となり、委員長のたたき台案の試行を決定しました。

試行にあたっての意見交換の中では、「半年の2回の定期例会で試行し、検証してもいいのではないか」という意見や、「各議員に平等に与えられた時間（一人20分）とができるのは疑問だ。試行する中で取り扱いの変更も検討していいべきだ」などの意見が出されました。試行にあたっての詳細事項は、今後、幹事長会議において、代表質問（質疑）の持ち時間を含めて、協議を進めることを合意しました。



市政への声をお聞かせ下さい。

こおご保雄は自らが汗を流し、日本人として生まれ育まれた、古くから重んじられてきた伝統や礼節を尊ぶ心を見失わず、正直な人が報われる、弱い人が救われる、そんな当たり前な社会の実現に向けてまちづくりに邁進します。

一会期の早期決定

では、「半年の2回の定期例会で試行し、検証してもいいのではないか」という意見や、「各議員に平等に与えられた時間（一人20分）とができるのは疑問だ。試行する中で取り扱いの変更も検討していいべきだ」などの意見が出されました。試行にあたっての詳細事項は、今後、幹事長会議において、代表質問（質疑）の持ち時間を含めて、協議を進めることを合意しました。

Profile



千葉市議会議員 こおご保雄

YASUO KOGO

■昭和52年 市立千葉高等学校卒業
■昭和57年 横浜市立大学商学部卒業
■平成2年 税理士登録 向後税務会計事務所開設
■平成15年 千葉県税理士会千葉東支部支部長
■平成19年 千葉市議会議員【中央区選出】初当選
■平成23年 千葉市議会議員【中央区選出】当選(二期目)
■平成27年 千葉市議会議員【中央区選出】当選(三期目)

略歴

- | | | |
|----------------------|-----------------------|-------------------|
| ●第75代議長 | ●千葉県理容生活衛生同業組合中央支部顧問 | ●少年野球チーム新宿マリナーズ顧問 |
| ●都市建設委員会委員 | ●千葉県美容業生活衛生同業組合千葉支部顧問 | ●新宿小学校地区スポーツ振興会会長 |
| ●千葉市消防団中央区方面隊長 | ●千葉市母子寡婦福祉会顧問 | ●新宿地区部会顧問 |
| ●千葉県解体工事業協同組合顧問 | ●千葉市造園緑化協同組合顧問 | ●新宿2丁目自治会会长 |
| ●千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合顧問 | ●千葉市レクリエーション協会理事 | ●新宿2丁目子ども会会长 |
| ●千葉市再資源化事業協同組合顧問 | | |

お願い

市民のみなさまよりお寄せいただいたご意見・ご要望につきましては、必ず目を通し、議員活動の参考にさせていただいております。後日、ご報告させていただくために、出来ましたら匿名ではなく、連絡先をお知らせいただければ幸いです。またこの度議長に就任しました関係で議会ごとの定期発行は控えさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

■お問い合わせ

こおご保雄事務所 〒260-0017 千葉市中央区要町5-6 松山ビル2階
TEL:043-221-1288 FAX:043-221-5422

こおごやすお 検索 <http://kogo.cc>



予算決算特別委員会の5分科会審査
隔日開催方式での分散開催に。

平成27年12月から予算決算特別委員会の5分科会審査による分散開催での隔日開催の協議を開始しました。平成25年第3回定例会から実施している5分科会による審査を継続することには了承されていましたが、財政局を他局等に先行して審査することを継続するか否かが議論となりました。

平成18年第1回定例会では、次

連日開催方式(平成28年第1回定例会)			
1日目	2日目	3日目	4日目
総務分科会		環境経済分科会	
保健消防分科会		教育未来分科会	
		都市建設分科会	

隔日開催方式(平成28年第3回定例会)			
1日目	2日目	3日目	4日目
総務分科会	環境経済分科会	総務分科会	環境経済分科会
保健消防分科会	教育未来分科会	保健消防分科会	教育未来分科会
	都市建設分科会		都市建設分科会

実施決定

試行後に検証を行った結果、財政局の先行審査については、「財政の総括的な考え方が代表質疑で十分に聞ける」「議論の深まりが感じられない」などの理由により、不要とする意見が出される一方、「全議員が財政全体を認識するためには「実施が望ましい」という意見がありました。また、分散しての開催については、「委員会中継を実施していない現状では、傍聴のためにも望ましい」「少数会派の委員外議員の発言が可能になり、議員の傍聴もできる」などの意見が出される一方、「集中して審査できる」「議論の深まりが感じられない」などの理由により同時開催が望ましいとの意見が出されました。そのため、意見が拮抗して平行線となりました。

平成27年2月から28年2月まで

一 議会基本条例の制定

平成27年12月から28年2月まで、議会基本条例の概要及び政令市の制定状況等について調査を行いました。先に他の協議事項の検討を進めた後、平成28年7月に正副委員長からたたき台案を提示しました。その後、平成28年9月に、全会一致を旨として協議を進めていくことが合意されました。平成28年10月から12月まで、各会派から提出された修正意見について協議し、議会の権能強化のために予算を確保することに関する条項をたたき台案に追加することが全会一致で了承され確定しました。

平成29年1月に、条例案を議会ホームページにおいて公表し、平成29年第1回定例会の最終日に、議会運営委員会からの発議により上程することができ決定しました。なお議会基本

かれた議会を実現するために
は、これまでの議会改革の取組の成
果を、現時点ですべからく取りまとめ
て体系的に整理し見える化して、市
民に分かりやすい形で提示し、市民の
理解を深める必要があります。そし
て今後も、市民の意見や社会情勢な
どの変化を踏まえ、時代のニーズに

条例案の概要

前文を置いて条例の制定の背景や議会の決意等を明らかにした上で、総則



本巻議論書、平成〇五

議に上程され、全会一致で可決され、
同月21日に公布されています。

2 本市議会が自らの市民に開かれて議論を実現するため二

動費の交付に関する条例や議員定数・議員報酬の検討、政策形成や災害対策フローの策定など、様々な分野にわたり議論し、数多くの重要な成果を着実に積み重ねてきており、それを数次の報告として取りまとめて市民に情報発信して参りました。

に
は

要があります。

卷之三

く市民に提示し確かなものとするとともに、二元代表制の一翼を担う本市議会及び本市議会議員の役割等を明らかにし、議会及び議員に必要な理念や制度、原則などを定めることにより、本市議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むため、議会基本条例を制定する。

4 そこで、これまでの議会改革の取組の成果を分かりやすく市民に提示し確かなものとするとともに、二元代表制の一翼を担う本市議会及び本市議會議員の役割等を明らかにし、議会及び議員に必要な理念や制度、原則などを定めることにより、本市議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むため、議会基本条例を制定致します。なお、制定後の条例は、本市議会の最高規範となり、議会関係の法令や例規の解釈運用の基準として、今後の議会運営を導く根本的な指針となります。

- 議会^{云々}及び議員の役割(第3条)
及び活動原則(第4条～第6条)

- 議会運営(第7条～第11条)
 - 市民と議会との関係
(第12条～第14条)
 - 議会と市長等との関係
(第15条～第19条)
 - 議会の機能強化
(第20条～第25条)
 - 議員の定数及び議員報酬等
(第26条～第27条)

議会改革の取組の成果を可能な限り盛り込み、それぞれの理念やそれを具体化する制度、原則などを定めるほか、末尾に条例の最高規範性（第28条）及び見直し等（第29条）について定めました。本条例は理念条例であり決して先進的なものではないが、この条例の制定により議会改革がスタートするのだ、との思いで制定を致しました。